

中小企業組合の皆様!! 定款を見直してみませんか?

定款は組合の憲法とも言われ、組合の組織と運営に関する基本原則です。今回の新型コロナウイルス感染拡大を防止するため、総会や理事会の開催・運営方法について、改めて定款を確認した組合も多かったと思います。新型コロナウイルスの影響により問い合わせが多かった相談内容と近年相談の多い定款変更の事例をご紹介します。

Q.新型コロナウイルス感染拡大防止のため書面により総会を開催することはできますか?

A.中小企業等協同組合法においては、法律上「総会決議の省略」条項がないため、総会の書面上での開催は出来ません。ただし、書面・電磁的方法又は代理人をもって議決権を行使できる旨を定款で定めている組合については、これらを活用することで、総(代)会当日会場に参集する本人出席者数を少なくすることが可能です。そのため、少人数の役員のみが本人出席を行い、その他の組合員の方には書面議決で出席する方法が考えられます。書面等での議決権の行使を定款で定めていないなど、やむを得ず延期を検討する場合は、所管行政庁に確認の上、開催が可能となった時点で直ちに実施するようにしてください。

Q.総会の開催時期を毎年度終了後3ヶ月以内に変更できますか?

A.変更可能です。定款(総会の招集)の条項をご確認頂き、定款変更をする手続きが必要となります。

(総会の招集)

第〇条 総会は、通常総会及び臨時総会とする。
2 通常総会は毎事業年度終了後〇月以内に、臨時総会は必要があるときはいつでも、理事会の議決を経て、理事長が招集する。

※税務申告等、別途手続きが必要となる場合があります。

Q.年度末が繁忙期なので、事業年度の期間を変更したいのですが。

A.変更可能です。ただし、変更した後の移行期間中は1年に満たない事業年度となり、変則的になるため、注意が必要です。

また、1年に満たなくとも1事業年度に当たるため、決算、税務申告、総会をする必要があります。場合によっては役員改選も必要になりますので、その点をご留意して頂いた上で変更してください。

Q.書面出席のみで理事会を開催できますか?

A.開催可能です。まずは定款に以下のような規定があるか確認してください。ない場合は定款変更をする手続きが必要となります。

(理事会の決議)

第〇条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数で決する。

(～省略～)

4.理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

※第4項の規定がある場合に限り、書面出席のみの理事会開催が可能になります。また、実務的には「提案書」「同意書」が必要となります。

※定款の変更には、総会の議決(特別議決)を経て、所管の行政庁に定款変更認可申請書を提出するなど一定の手続きが必要です。定款の変更前にはまず本会までご相談ください。

本 所 TEL 023-647-0360
庄内支所 TEL 0234-22-4945